

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 129
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

★過去のニュースは協会ホームページに掲載しております。

8月定例報告について

医科・歯科共通

【ベースアップ評価料】

- ①令和8年5月以前からベア評価料を算定
→令和7年度「実績」報告書および令和8年度「中間」報告書の提出
- ②令和8年6月から新たにベア評価料を算定
→令和8年度中間報告のみ提出
- 「令和7年度実績報告書」と「令和8年度中間報告書」では様式が異なります。
- 様式のダウンロードや記載例、報告書作成動画がベースアップ評価料特設ページにアップされておりますので、右記二次元コード（厚生局 HP）からご確認をお願いします。



医科

【在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料】

- 8月定例報告は様式20での報告になりますので、該当する医療機関はご注意ください。
(当該点数の詳しい要件はFAX情報No122にて解説しております)

- 令和8年度において報告対象ではなくなった施設基準がありますので、ご注意ください。
(例：ニコチン依存症管理料、在宅療養支援診療所、疾患別リハビリテーション料等)

その他の施設基準の定例報告の様式につきましても、中四国厚生局で公開されておりますのでご確認の程よろしく願いいたします。
様式は右記二次元コードより、ご確認いただけます。



歯科

- 報告が不要になった主な施設基準(報告不要ですが、満たしているかの確認は必要です)
 - ・選定療養および歯科衛生実地指導等の実施状況報告
 - 金属床総義歯の実施状況
 - う蝕に罹患している患者の指導管理の実施状況
 - 金属歯冠修復に使用する金合金または白金加金の支給の実施状況
 - 歯科衛生実地指導料または訪問歯科衛生指導料の算定状況
 - ・情報通信機器を用いた診療（歯科）
 - ・初診料（歯科）の注1に掲げる基準（歯初診）
 - ・地域歯科診療支援病院歯科初診料
 - ・歯科外来診療感染対策加算2および4

○報告が引き続き必要

- ・在宅療養支援歯科診療所1・2（歯援診）

※歯科技工所ベースアップ支援料の実績報告書は来年8月に報告するため、今回は不要